

平成29年度 第1回 遊佐町総合教育会議

日 時 平成29年6月28日(水)
午後3時～

場 所 遊佐町防災センター2階会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

(1) 今後の小学校入学予定者数について

(2) 学力向上対策について

(3) コミュニティ・スクールの推進について

(4) 遊佐町教育委員会事務点検・評価報告書の素案について

(5) 第2次遊佐町教育振興基本計画策定の進捗状況について

(6) 遊佐町生涯学習推進計画・遊佐町スポーツ推進計画策定の
進捗状況について

(7) 小学校遊具の点検結果について

(8) 情報セキュリティ強化対策に伴う学校系ネットワーク
の分離について

(9) 山形県立遊佐高校支援事業の経過について

(10) そ の 他

4. 閉 会

遊佐町総合教育会議 名簿

構成員

時田 博機	町長
渡邊 宗谷	教育委員会 委員長
石川 茂稔	教育委員会 第一職務代理者
高橋 栄子	教育委員会 第二職務代理者
石山 幸子	教育委員会 委員
那須 栄一	教育委員会 教育長

説明調整員

池田 与四也	総務課長
堀 修	企画課長

欠

事務局

佐藤 啓之	教育課長
阿部 秀雄	教育課長補佐兼総務学事係長
菅原 三恵子	教育課長補佐兼社会教育係長
菅原 善子	教育課長補佐兼文化係長
佐藤 健太郎	教育課 学校指導係長兼指導主事

遊佐町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が、相互の連携をはかりつつ、効果的に教育行政を推進していくため設置する遊佐町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議)

第3条 会議は、町長が招集し、その座長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聴くことができる。

- 2 会議には、必要に応じて町職員を説明調整員として出席させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを遊佐町のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分、その他公表に適さない部分については、この限りではない。

- 2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を遊佐町教育委員会教育課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

小学校入学予定者数の推移

平成29年4月12日現在

年度 学校別	現4年生		現3年生		現2年生		現1年生		31年度		32年度		33年度		34年度		35年度																
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計															
H20.4.2-21.4.1生	6	4	10	0	7	7	5	5	10	11	7	18	5	7	12	5	8	13	3	2	5	16	11	27	13	15	28	10	11	21			
H21.4.2-22.4.1生	14	14	28	14	14	28	18	17	35	17	19	36	20	9	29	16	9	29	16	11	27	16	11	27	13	15	28	10	11	21			
H22.4.2-23.4.1生	16	7	23	10	13	23	7	11	18	11	11	22	6	5	13	8	10	16	8	8	16	6	10	16	8	6	6	6	7	7	14		
H23.4.2-24.4.1生	2	5	7	8	9	17	3	9	12	11	6	17	3	5	8	6	7	13	6	7	13	3	5	8	4	3	7	10	8	18	4	6	10
H24.4.2-25.4.1生	2	5	7	9	6	15	5	9	14	6	11	17	4	11	15	4	3	7	4	11	15	4	3	7	3	8	11	4	8	12	5	4	9
計	36	35	71	41	49	90	38	51	89	56	54	110	36	40	76	38	35	73	36	40	76	38	35	73	34	32	66	36	44	80	30	31	61

10人未満の学年

小学校 学級編制の区分

同年の児童で編制する学級	1学級の児童生徒数
1年生	35名
2～6年生	40名
二の学年の児童で編制する学級 (第1学年の児童を含む学級)	16名 (8名)

山形県「さんさんプラン」33名

16名以下で複式学級

※第1学年を含む場合は、8名以下で複式学級

平成29年度 学力向上に関連する取組みについて

遊佐町教育委員会教育課 学校指導係

<p>主に教職員の資質能力や指導力の向上に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○経営訪問や指導主事訪問（授業研究会）による指導 <ul style="list-style-type: none"> ・教育事務所計画訪問：遊佐小学校 ・経営訪問：各校年2回 ・要請訪問：各校2～3回程度 ・指導の視点「<u>探究型学習を生かした授業改善</u>」 <ul style="list-style-type: none"> ①つきたい力を明確にし、児童生徒が意欲と目的意識が持てる課題の設定 ②自分の考えを持ち、進んで伝え合うなど、主体的・協働的な学び合いを通して、学びの広がりや高まりが実感できる授業づくり ③児童生徒の考えを活かした「まとめ・活用・ふり返り」を通した、学習内容の確実な定着 ④単元構想に目を向けた授業づくり ○外部講師を招いての教職員全体研修会（5月22日 講師：秋山邦久氏） ○教育委員会委嘱公開研究発表会（10月13日 蕨岡小学校） ○教職員による県外学校の視察・交流【にかほ市】 （10月14日象潟中学校、10月22日象潟小学校） ○外国語活動担当者研修会（6月6日 講師：庄内教育事務所主任指導主事、9月19日 外国語活動担当者・教務主任） ○「<u>特別の教科 道徳</u>」の完全実施に向けた研修会（8月29日 教務主任会） ○ICT活用研修会（9月14日 情報セキュリティ担当者会） ○特別支援教育コーディネーター研修会（11月16日、1月11日 講師：特別支援教育アドバイザー） ○特別支援教育支援員研修会（7月6日 講師：特別支援教育アドバイザー） ○町校長会主催の小学校担任者研修会、五者合同研修会 ○各校での校内授業研究会（各校4～8回程度） ○各校での校内研修会（各校2～5回程度）
<p>主に児童生徒の実態把握に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>NR T学力検査（小2～中3）・知能検査（小3・小5・中1）</u>の実施 ○町内全小中学校におけるQ-Uの実施と活用 ○町学力向上調査研究委員会による学力の分析、各校の対策、<u>具体策の研修</u> ○全国学力・学習状況調査の分析、課題の把握 ○教育活動や学校研究、各種データの共有を目指した「ゆざの教育」の発行
<p>主に人的な配置に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○（県事業）教育マイスター【OJT型】の配置（2名） ○ALTの配置（小学校5校1名、中学校1校1名、計2名） ○特別支援教育支援員の配置（小学校5校10名、中学校1校2名、計12名） ○特別支援教育アドバイザーの配置（2名）

平成29年度 遊佐町教育委員会

コミュニティ・スクール推進委員会 委員一覧

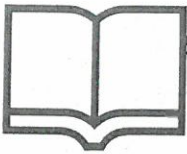
※敬称略

所 属	役 職	氏 名
遊佐町教育委員会	教育長	那 須 栄 一
地域づくり協議会	会 長	佐 藤 憲 三
教育後援会	会 長	高 橋 達 史
主任児童委員		菅 原 和 女
婦 人 会	会 長	佐 藤 孝 子
遊佐小 P T A	会 長	高 橋 直 志
遊佐小 P T A	副 会 長	川 俣 善 幸 齋 藤 裕 樹
遊佐小 P T A	副 会 長	齋 藤 優 子
遊佐町教育委員会	教育課長	佐 藤 啓 之
遊佐町教育委員会	C S担当 指導主事	佐 藤 健 太 郎
遊佐小学校	校 長	遠 田 裕 子
遊佐小学校	教 頭	三 浦 将 人
遊佐小学校	C S担当 教 諭	高 橋 義 博

(2)実施計画及び実施日程

実施日程表

実施時期		計画事項		備考
月	日	推進委員会	その他の会議・取組等	
4	上旬 中旬 下旬		<ul style="list-style-type: none"> 職員会議（教職員への周知） 推進委員会委員の任命手続等 PTA総会（保護者への周知） 	
5	上旬	第1回推進委員会 5/16 <ul style="list-style-type: none"> 役職分担、運営方針、計画 制度説明 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材の情報収集と集約開始（合同研究校で情報共有） 	
6	中旬		<ul style="list-style-type: none"> 先進校視察（秋田県由利本荘市） 6/19 矢島小 	
7	上旬	第2回推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会の委員構成、議題 CS啓発リーフレットの検討 	<ul style="list-style-type: none"> CS啓発リーフレットの原案作成 学校運営協議会委員の任命手続等 研修会の実施 	
8	上旬		<ul style="list-style-type: none"> 全国CS研究大会参加（岐阜市） 	
9	上旬	第1回学校運営協議会(①遊佐小) <ul style="list-style-type: none"> 役割分担、運営方針、計画 制度説明 等 	<ul style="list-style-type: none"> CS啓発リーフレットの発行（合同研究校内への周知） 	
10				
11	中旬 下旬	第2回学校運営協議会(①遊佐小) <ul style="list-style-type: none"> 学校課題、今後の学校運営方針 授業参観、給食試食 等 	<ul style="list-style-type: none"> 合同研究校との情報交換（校長会、教頭会） 	
12	上旬		<ul style="list-style-type: none"> 町全体の地域人材の一覧表作成（合同研究校で活用方法を検討） 	
1	上旬		<ul style="list-style-type: none"> 次年度CS導入校の準備（委員構成、議題、計画等） 	
2	上旬 下旬	第3回学校運営協議会(①遊佐小) <ul style="list-style-type: none"> 学校課題の解決に向けて 来年度の学校運営方針 第3回推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> 研究1年次の検討状況の整理 中間報告の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 合同研究校間の連絡・調整（校長会、教頭会） 報告書の作成・提出 	
3	上旬 下旬		<ul style="list-style-type: none"> 合同研究校で報告書の情報共有 学校運営協議会委員の任命手続等 	



学校運営協議会設置の努力義務

1 地方教育行政法改正の意図

2017年1月20日開会の第193国会で可決成立した「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地方教育行政法）第47条の6の学校運営協議会に関する規定に修正が加えられた。この改正により、教育委員会には、関連する教育委員会規則を整備し、各学校に学校運営協議会を設置すべく努力する義務が課せられた。

学校運営協議会に関する基本的事項を定めた地方教育行政法第47条の6は、2004年改正により地方教育行政法に追加された条項である。当時は、小泉政権が推進した規制緩和・民営化の風潮に乗って、教育委員会の学校管理権を民間に移譲し、公立学校を公設民営化すべきだといった議論が盛んに提起されていた。

しかし、筆者の見るところ、文部科学省は、こういった動きには慎重な態度をとっており、学校運営協議会制度の創設には、教育委員会による学校管理制度に対する批判にある程度応答しつつ、公立学校の公設民営化を回避しようとする文部科学省の意図が働いていたと考えられる。このためか、文部科学省は当初、学校運営協議会を実際に設置することには積極的ではなく、2016年に文部科学省が実施した調査でも、学校運営協議会を設置した学校は小学校1819、中学校835、高等学校25、特別支援学校11に留まった。

しかし、今日では、公立学校の公設民営化の動きが一応収束していることもあってか、近年の政

策動向を見ると、文部科学省は学校運営協議会を地域住民や保護者との連携拠点として生かす方向に舵を切り替えたように見える。今回の地方教育行政法改正に伴って、市町村教育委員会は教育委員会規則の制定などさまざまな対応を迫られるが、この法改正の意味は上述のような文脈で理解するのが適切だろう。

2 学校運営協議会設置の努力義務

今回の地方教育行政法改正で最も注目すべきことは、学校運営協議会を設置すべき学校の教育委員会による指定制度を廃止したことである。

従来学校運営協議会を設置する学校は、当該学校の設置者である教育委員会が指定することと定められており、またその委員は教育委員会が任命することとされていた。つまり、これまでの学校運営協議会制度は教育委員会主導の仕組みになっていた。しかし、今回、地方教育行政法第47条の6が次のように改正されたことにより、教育委員会には、各学校が学校運営協議会を設置できるよう努力する義務が課せられた。

「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。」

ここで、学校運営協議会設置の努力義務の具体的内容としては、学校運営協議会に関する教育委員会規則を制定し、各学校において学校運営協議会を設置する制度的基礎を整備することが挙げられるだろう。このほか、地方教育行政法には明文



中嶋哲彦

名古屋大学大学院
教育発達科学研究科教授

の定めはないが、たとえば学校運営協議会を運営するための予算措置や、学校運営協議会の運営に関する情報提供や学校に対する必要な指導助言を行うことも必要だろう。

また、学校運営協議会の設置に伴って、教育委員会は、学校と地域住民や保護者などとの「連携及び協力の推進に資するため」、学校運営及びその支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努力する義務を負う。

3 学校運営協議会の役割変化

学校運営協議会の役割について、地方教育行政法には従来、「学校（中略）の運営に関して協議する機関」と規定されていたところ、今回の改正により「学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」と改められた。

たしかに、「校長は、（中略）学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、（中略）学校運営協議会の承認を得なければならない。」という規定は従来どおり変わらないから、今回の改正により学校運営協議会が教育課程編成などの学校運営の基本的方針について承認権を失うわけではない。

しかし、学校運営協議会の協議事項に「運営への必要な支援」が加わったことで、学校運営協議会に期待される役割の力点は今後、学校運営への支援にシフトすることになるだろう。従来、教育委員会が指定した学校にだけ学校運営協議会を設置していたが、今後はできるだけすべての学校に学校運営協議会を設置するようにしようとするのも、保護者・地域住民などからの学校運営への支

援を期待してのことだろう。

4 その他の変更点

上記以外にも幾つかの変更点があるが、ここではその主なものを紹介しておこう。

第一に、これまで学校運営協議会の委員は、地域住民、保護者、その他教育委員会が必要と認める者を教育委員会が任命することとされていたが、今回の改正により新たに「地域学校協働活動推進員その他（中略）学校の運営に資する活動を行う者」が加えられた。地域学校協働活動推進員も、今回改正された社会教育法第9条の7第1項に規定されている。ここにも、学校運営に地域の人材を活用したいという文部科学省の考えが現れている。

第二に、これまでは「学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、（中略）学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合」、教育委員会は学校運営協議会の設置の指定を取り消さなければならないとして、学校運営協議会をいわば解散させる権限を教育委員会に留保していた。今回の改正では、「学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、（中略）学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合」は「適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない」と改め、学校運営協議会の存続を前提にして必要な措置を講ずることとした。

コミュニティ・スクールを導入している地方公共団体の割合(平成29年4月1日現在)

地方公共団体数 11道県367市区町村(昨年度比84増)

2 都道府県別導入状況(地方公共団体数)

(H29.6.13訂正)

No.	都道府県	地方公共団体					①合計	コミュニティ・スクールを導入している地方公共団体			
		市	指定都市	特別区	町	村		②都道府県	③市区町村	④組合	⑤導入率
1	北海道	34	1		129	15	180	1	36		20.6%
2	青森県	10			22	8	41		1		2.4%
3	岩手県	14			15	4	34		4		11.8%
4	宮城県	13	1		20	1	36		4		11.1%
5	秋田県	13			9	3	26		6		23.1%
6	山形県	13			19	3	36	1	8		25.0%
7	福島県	13			31	15	60		8		13.3%
8	茨城県	32			10	2	45		3		6.7%
9	栃木県	14			11	0	26		4		15.4%
10	群馬県	12			15	8	36		2		5.6%
11	埼玉県	39	1		22	1	64		10		15.6%
12	千葉県	36	1		16	1	55	1	2		5.5%
13	東京都	26		23	5	8	63		18		28.6%
14	神奈川県	16	3		13	1	34	1	7		23.5%
15	新潟県	19	1		6	4	31		12		38.7%
16	富山県	10			4	1	16		1		6.3%
17	石川県	11			8	0	20		3		15.0%
18	福井県	9			8	0	18				0.0%
19	山梨県	13			8	6	28		5		17.9%
20	長野県	19			23	35	78	1	14	2	21.3%
21	岐阜県	21			19	2	43		13		30.2%
22	静岡県	21	2		12	0	36		6	1	18.9%
23	愛知県	37	1		14	2	55		3		5.5%
24	三重県	14			15	0	30	1	14		50.0%
25	滋賀県	13			6	0	20	1	5		30.0%
26	京都府	14	1		10	1	27		8		29.6%
27	大阪府	31	2		9	1	44		2		4.5%
28	兵庫県	28	1		12	0	42		5		11.9%
29	奈良県	12			15	12	40	1	4		12.5%
30	和歌山県	9			20	1	31		2		6.5%
31	鳥取県	4			14	1	20		4		20.0%
32	島根県	8			10	1	20		4		20.0%
33	岡山県	14	1		10	2	28		8		28.6%
34	広島県	13	1		9	0	24		5		20.8%
35	山口県	13			6	0	20	1	19		100.0%
36	徳島県	8			15	1	25		4		16.0%
37	香川県	8			9	0	18		2		11.1%
38	愛媛県	11			9	0	21		3		14.3%
39	高知県	11			17	6	35	1	18		54.3%
40	福岡県	26	2		30	2	61		22		36.1%
41	佐賀県	10			10	0	21		8		38.1%
42	長崎県	13			8	0	22		4		18.2%
43	熊本県	13	1		23	8	46		21	1	46.8%
44	大分県	14			3	1	19	1	13		73.7%
45	宮崎県	9			14	3	27		5		18.5%
46	鹿児島県	19			20	4	44		11		25.0%
47	沖縄県	11			11	19	42		2		4.8%
計	47	771	20	23	744	183	1788	11	363	4	21.1%

※「組合」は「地方公共団体数」と「導入数」の両方にカウントして計算

⑤(導入率) = (②+③+④) ÷ (①+④)

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入・推進状況(平成29年4月1日現在)

コミュニティ・スクール導入校数 3,600校(昨年度比794校増)

1 都道府県別導入状況(学校数)

都道府県・指定都市名	導入校数(A)	内訳							昨年度(B) ※昨年度公表データ	昨年度比(A)-(B)	コミュニティ・スクール導入校の割合④ (小・中・義務教育学校)※2
		幼稚園	小学校①	中学校②	義務教育学校③	中等教育学校	高等学校	特別支援学校			
北海道	165	4	102	52	3	0	4	0	64	101	9.5%
青森県	3	0	2	1	0	0	0	0	3	0	0.7%
岩手県	17	0	10	6	1	0	0	0	11	6	3.5%
宮城県	15	0	11	4	0	0	0	0	6	9	2.6%
秋田県	46	0	30	16	0	0	0	0	42	4	14.8%
山形県	32	0	21	9	1	0	1	0	18	14	8.9%
福島県	33	3	21	9	0	0	0	0	26	7	4.5%
茨城県	6	0	3	3	0	0	0	0	3	3	0.8%
栃木県	57	0	40	16	1	0	0	0	4	53	10.9%
群馬県	14	0	10	4	0	0	0	0	10	4	3.0%
埼玉県	105	0	68	37	0	0	0	0	9	96	8.6%
千葉県	23	0	13	5	1	0	4	0	7	16	1.6%
東京都	352	0	235	117	0	0	0	0	292	60	18.6%
神奈川県	192	1	115	45	2	0	28	1	159	33	12.8%
新潟県	126	1	86	37	0	0	0	2	101	25	17.6%
富山県	4	0	3	1	0	0	0	0	2	2	1.5%
石川県	18	0	15	3	0	0	0	0	9	9	6.1%
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
山梨県	8	0	6	2	0	0	0	0	6	2	3.1%
長野県	68	0	47	19	1	0	1	0	39	29	12.1%
岐阜県	160	1	110	46	2	0	0	1	105	55	28.8%
静岡県	69	6	44	18	0	0	1	0	64	5	8.1%
愛知県	79	0	53	26	0	0	0	0	72	7	5.7%
三重県	72	2	45	22	0	0	3	0	65	7	13.1%
滋賀県	56	1	37	17	0	0	1	0	51	5	17.0%
京都府	262	11	183	60	0	0	0	8	256	6	44.8%
大阪府	15	0	14	1	0	0	0	0	13	2	1.0%
兵庫県	40	0	26	13	0	0	0	1	14	26	3.6%
奈良県	36	0	21	12	0	0	3	0	27	9	11.0%
和歌山県	12	0	7	5	0	0	0	0	1	11	3.4%
鳥取県	39	0	26	13	0	0	0	0	27	12	21.3%
島根県	87	27	41	19	0	0	0	0	82	5	20.1%
岡山県	208	56	105	46	0	0	1	0	180	28	28.0%
広島県	13	0	9	2	2	0	0	0	11	2	1.8%
山口県	464	1	291	147	0	1	16	8	445	19	100%
徳島県	15	0	9	6	0	0	0	0	14	1	5.9%
香川県	4	0	2	2	0	0	0	0	4	0	1.7%
愛媛県	17	0	13	4	0	0	0	0	5	12	4.1%
高知県	43	0	24	16	2	0	1	0	39	4	14.1%
福岡県	169	0	120	49	0	0	0	0	138	31	15.8%
佐賀県	54	0	35	15	4	0	0	0	43	11	21.7%
長崎県	9	0	6	3	0	0	0	0	1	8	1.8%
熊本県	67	0	39	27	1	0	0	0	59	8	12.9%
大分県	120	1	72	45	1	0	1	0	106	14	30.8%
宮崎県	92	0	57	35	0	0	0	0	93	-1	25.2%
鹿児島県	87	0	56	29	2	0	0	0	53	34	11.6%
沖縄県	27	0	17	10	0	0	0	0	27	0	6.6%
合計	3,600	115	2,300	1,074	24	1	65	21	2,806	794	11.7%

※認定こども園については、幼稚園型認定こども園のみ導入数に含む。

※2 母数はH29.4.1調査で各自治体から報告があった学校数

④=(①+②+③)÷※2での母数

3 市区町村別導入状況

都道府 県名	市区町村名	設置校数 (A)	内訳							新規導入 の設置者
			幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	中等教育学校	高等学校	特別支援学校	
北海道	安平町	7	1	4	2					
	浦幌町	4		2	2					
	北広島市	2		1	1					
	釧路市	9		6	3					
	知内町	6	1	3	1			1		
	寿都町	3		2	1					
	登別市	13		8	5					
	三笠市	2		1	1					
	栗山町	4		3	1					
	壮瞥町	4		2	2					
	東神楽町	5		4	1					
	天塩町	1		1						
	上士幌町	4		3	1					
	占冠村	3		1	1	1				
	函館市	1			1					
	江別市	26		18	8					○
	恵庭市	1		1						○
	新篠津村	2		1	1					○
	二七〇町	5	1	2	1			1		○
	白老町	2		1	1					○
	伊達市	10		7	3					○
	七飯町	10		7	3					○
	鹿部町	3	1	1	1					○
	八雲町	2		1	1					○
	名寄市	2		1	1					○
	富良野市	12		9	3					○
	東川町	2		1	1					○
	美瑛町	7		5	2					○
	南富良野町	1		1						○
	下川町	2		1	1					○
	枝幸町	1		1						○
	中頓別町	2		1	1					○
斜里町	1				1				○	
足寄町	1		1						○	
中標津町	3		1	1	1				○	
札幌市	1						1			
道立学校	1						1			
青森県	十和田市	3		2	1					
岩手県	岩泉町	6		3	3					
	普代村	2		1	1					
	大槌町	3		1	1	1				
	金ヶ崎町	6		5	1				○	
宮城県	登米市	8		6	2					
	東松島市	4		3	1					
	柴田町	1		1						
	七ヶ宿町	2		1	1					
秋田県	大館市	1		1						
	由利本荘市	24		14	10					
	男鹿市	10		6	4					
	にかほ市	7		6	1					
	能代市	1		1						
山形県	八峰町	3		2	1				○	
	大石田町	4		3	1					
	川西町	9		8	1					
	新庄市	1				1				
	長井市	7		5	2					
	小国町	4		2	2					
	西川町	2		1	1					
	舟形町	2		1	1				○	
戸沢村	2		1	1				○		
県立学校	1						1	○		
福島県	飯舘村	4		3	1					
	国見町	3	1	1	1					

第2次遊佐町教育振興基本計画策定スケジュール

平成28年度	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体の流れ	意識調査	意識調査の分析・とりまとめ	素案の作成				
	第1回	第2回	教育委員会				
検討委員会	第3回						

平成29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
全体の流れ			総合教育会議 最終案の作成		パブリックコメントの実施	最終案	総合教育会議 教育委員会	議会報告	印刷製本 町民に公表	
			第4回	第5回	第6回					
検討委員会	第6回									

検討委員会の開催予定時期

時期	会議名等	内容
H28.9.28	第1回検討委員会	委員の委嘱、会長・副会長の選出、計画概要と策定スケジュールについて、アンケート調査実施計画について
H28.12.14	第2回検討委員会	アンケート調査の実施結果について、計画の骨子の検討について
H29.2.13	第3回検討委員会	計画素案の検討について
H29.6.20	第4回検討委員会	委員の委嘱(変更)、最終案の検討について
H29.6.28	総合教育会議	進捗状況、案について協議
H29.7.25	第5回検討委員会	最終案の検討について、パブリックコメントの実施について
		パブリックコメントの実施と計画への反映
H29 9月中旬	第6回検討委員会	パブリックコメントの実施結果について、最終案について
	総合教育会議	最終案について協議
	教育委員会会議	計画の議決
		議会報告(12月議会)

「遊佐町生涯学習推進計画」「遊佐町スポーツ推進計画」 策定スケジュール

H29.5.15 遊佐町教育委員会教育課社会教育係

「遊佐町生涯学習推進計画」、「遊佐町スポーツ推進計画」の策定につきましては、平成28年度、平成29年度の2カ年での策定を予定しています。

「遊佐町生涯学習推進計画」の策定にあたっては、社会教育委員会議、「遊佐町スポーツ推進計画」の策定にあたっては、スポーツ推進審議会を諮問機関と位置づけております。

日程	遊佐町生涯学習 推進計画	遊佐町スポーツ 推進計画	【参考】 第2次遊佐町教育 振興基本計画 (予定)
4月			
5月	第1回社会教育委員会議 (体系・構成案確認)		
6月	庁舎内検討委員会 (関係各課から確認)	第1回スポーツ推進審議会 (体系・構成案確認)	第4回策定検討委員会 総合教育会議
7月	計画案作成(教育委員会による)		第5回策定検討委員会
8月			パブリックコメント
9月	第2回社会教育委員会議 (計画案内容検討)	第2回スポーツ推進審議会 (計画案内容検討) 関係団体への説明、意見集約	第6回策定検討委員会
10月	最終案作成		教育委員会議・総合教育会議 (計画の議決)
11月	パブリックコメント		
12月	第3回社会教育委員会議 (最終案決定・答申)	第3回スポーツ推進審議会 (最終案決定・答申)	議会定例会に報告
H30 1月	課長会議、教育委員会 上程(計画決定)		
2月	第4回社会教育委員会議 (最終報告)	第4回スポーツ推進審議会 (最終報告)	
3月	製本、配布		

※「第2次遊佐町教育振興基本計画」のスケジュールにつきましては、作業の進捗状況、関係機関等との調整により変更する場合があります。

〔遊佐町の教育目標〕

ふるさとを愛し、未来を拓く
「いのち」輝く町民の育成
～子どもたちに夢を～

〔テーマ〕

学び 自立 共生 貢献

基本理念《めざす将来像》

心豊かに「いのち」輝く
町民の育成
【学びをつなぐ生涯学習】

（仮）

《生涯学習のキャッチフレーズ》
つながりで拓こう輝く遊佐の未来

基本方針

＝施策の柱＝

基本方針 I
生涯学習推進体制の整備

基本方針 II
生涯学習の基礎的環境づくり

基本方針 III
多様な生涯学習機会の提供

基本方針 IV
次世代にながく地域活動の推進

主要施策

1. ネットワーク型行政による推進
（全庁的な取り組み）

2. 生涯学習情報の提供と相談体制
の充実

3. 生涯学習施設・設備の整備と活用

1. 人生各期に添った学びの推進

2. 家庭・学校（園）・地域の連携

1. 生きがいづくり・仲間づくりへの
支援

2. 現代的な課題への学習機会の提供

1. 地域教育力の向上
（学び合い・教え合い）

2. 地域まちづくり活動の活性化
（つながりによるコミュニティの創造）

3. 青少年健全育成活動の推進

主な取組み

①情報の一元化の推進
②情報の交流及び講座等事業の検討と協働

①学習情報発信のあり方の検討・工夫
②人材の育成と発信・活用
③相談体制の充実

①生涯学習施設の計画的な整備
②情報化等利用者ニーズへの対応
③生涯学習関連施設の利活用の推進

①乳幼児期：親子での触れ合いを育む機会の充実
②少年期：「自立」の基礎を育む学習機会の提供
③青年期：豊かな人間関係づくりに向けた学びの提供
④成人期：自立し、社会参加を通して人間力に磨きをかける学びの提供
⑤高齢期：健康で生きがいを持ち続けられる学びの提供と地域社会の構築
⑥ライフステージに合わせた生涯スポーツの推進

①家庭教育支援の充実
②学校での学びの充実
③地域での学びの充実
④連携による学習機会の充実

①各種講座の企画・提供
②自主学習サークル・団体の育成、支援
③学習ボランティアの育成（バンク化等）、支援
④学習の成果を生かす場の提供等、支援

①時代を捉えた課題の把握と解決力
②町民との協働による学習機会の創出・提供
③男女共同参画社会の充実

①地域人材の把握・育成とデータ化
②自主的なグループ・団体の育成
③生涯学習関連施設の有効活用の推進

①各地区まちづくり協議会等地域団体との連携と支援
②地域人材育成の把握・育成とデータ化（再掲）
③ICT化等、地域生涯学習関連施設の整備と活用等

①地域で取り組む健全育成
②リーダーや指導者の育成
③地域行事への参加促進

目標指標

遊佐町スポーツ推進計画の体系（素案）

（基本理念を実現するための施策の体系 計画期間：平成30年度～平成39年度）

[遊佐町民憲章]

心と体をきたえ、やすらぎのある家庭をつくりきます。

[遊佐町の教育目標]

ふるさとを愛し、未来を拓く「いのち」輝く町民の育成
～子どもたちが夢を～

[テーマ]

学び 自立 共生 貢献

基本理念

《めざす将来像》

(仮)

心豊かにいのち輝く町民の育成

基本方針

= 施策の柱 =

基本方針 I

健康ではつらつとした生涯スポーツ活動の推進

基本方針 II

町民が主体的に取り組むスポーツ環境の充実

基本方針 III

感動と活力を生み出す競技スポーツの推進

基本方針 IV

スポーツによる地域の活性化

主要施策

1. ライフステージに合わせたスポーツ活動の推進

2. 体力向上・心身の健全育成のための子どもスポーツ機会の充実

3. 安全なスポーツ活動の推進

1. スポーツ情報の周知と啓発

2. 行政・学校・地域・関係団体との連携強化

3. 総合型スポーツクラブの育成支援

4. 指導者の発掘・育成

5. スポーツ施設等の整備と有効活用

1. 競技力向上のための環境支援

2. スポーツを応援する気運の醸成

1. スポーツ推進事業成果の町・地域への好循環の創出

主な取り組み

- ① 町民のニーズ・目的に合わせたスポーツ講座・教室の充実
- ② 行政・関係団体と連携した運動・スポーツ機会の推進
- ③ 豊かな自然に親しむスポーツ活動の推進
- ④ スポーツイベントの開催・支援
- ⑤ 「子どもと歩こう運動」 Y U Z A 言の推進
- ⑥ 障がい者スポーツの振興

- ① 子どもが運動・スポーツに親しむ機会の推進
- ② 学校体育活動の充実
- ③ 幼児期・少年期の健康・体力に関する知識取得講座の実施
- ④ 家庭・学校・地域が連携した子どものスポーツ環境の充実
- ⑤ スポーツ少年団活動の推進

- ① ケガ・事故防止のための講習会の実施
- ② A E D 講習会の実施

- ① スポーツ情報の一元化と効率的な発信
- ② 広い世代を対象にしたスポーツ事業の実施

- ① 行政・学校・地域・スポーツ関係団体や企業との情報共有と団体間の連携強化
- ② 遊佐町体育協会活動の支援
- ③ スポーツ少年団活動の推進（再掲）
- ④ スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の推進
- ⑤ 各地区主体のスポーツ活動の支援

- ① 町内総合型スポーツクラブの運営・活動の支援と他団体等との連携調整

- ① 指導者の発掘と指導者情報の集約
- ② 研修等による指導者育成・資質向上の推進

- ① スポーツ施設等の改修・修繕
- ② スポーツ施設等用具の更新・新規設置
- ③ スポーツ施設、学校開放事業による小学校体育館の利用方法の改善

- ① 各種大会出場時の支援
- ② 競技スポーツ団体の支援
- ③ 研修等による指導者育成・資質向上の推進（再掲）

- ① プロスポーツ団体の支援と教室等の連携
- ② 大会・ゲーム情報の発信

- ① 町・地区・スポーツ団体等との情報共有
- ② スポーツを通じた町内・町外交流の推進

目標指標

H29年4月 町立小中学校遊具遊具点検結果

括弧内は、遊具点検業者判定

学校	4連ブランコ (D)使用禁止 H12.8(グラント整備事業時 移設)	2連ブランコ	6連鉄棒	4連鉄棒 (D)使用禁止 H12.8(グラント整備事業時 移設)	3連鉄棒	雲梯	ジャンブルジム	ザイルクライム	トランポリン	合計
藤岡小						(D)使用禁止 H12.8(グラント整備事業時 移設)				3
遊佐小		(C) H12.3? H14.9(グラント整備時移 設移設)	(C) H12.3? H14.9(グラント整備時移 設移設)			(A) H27.7.27(新設)		(B) H14.9(グラント整備時新 設)	(B) H14.9(グラント整備新設)	5
高瀬小		(B) H23.9(グラント整備時)			(B) H23.9(グラント整備時)	(B) H23.9(グラント整備時)	(B) H23.9(グラント整備時)			4
藤崎小	(B) H16.3(外構工事時新設)			(B) H16.3(外構工事時新設)		(B) H16.3(外構工事時新設)				3
吹浦小	(B) H20.10(グラント整備時新 設) H29.9.6吊り金具、 座板、ボルト取替改修		(B) H20.10(グラント整備時新 設)			(B) H20.10(グラント整備時新 設)				3

A判定	健全であり、修繕の必要がない(使用可)
B判定	軽微な異常があり、経過観察が必要(使用可)
C判定	異常があり、修繕又は対策が必要(修繕完了まで使用不可、場合により使用可)
D判定	危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要または、破棄し更新を検討

事務連絡
平成29年6月2日

各学校長 各位

遊佐町教育委員会
教育課長 佐藤 啓之

学校系ネットワーク分離に伴う確認事項について

兼ねてよりご連絡しておりました学校系ネットワーク分離に伴いまして、下記のとおりご対応頂きますよう宜しくお願い致します。期間の無いなかでのご対応となり大変申し訳ございません。

なお、ご不明点等ありましたら、メール等によりご連絡頂くよう宜しくお願い致します。

○学校系ネットワークへの切替日 平成29年6月6日(火) 午後5時

※詳細(別紙スケジュール参照)

※6/5~6の作業をもって行政系と学校系のネットワークが分離される事となります。

※事務の先生のPC運用について

町財務会計システムについては、今までどおりLG系(現在の行政系端末)での利用となり、6/18からはインターネット・メールの利用ができないため、学校系ネットワーク端末として新規にPCを設置します。(2台持ちとなります)

○メールの取り扱いについて

以下のとおり、対応をお願い致します。

@town.yuza.yamagata(lg).jp

→ 6月6日午後5時迄

@yuza.ed.jp

→ 6月6日午後5時以降

※6月6日午後5時以降から以下のアドレスでの運用をお願い致します。

・代表メール	例) warabiokasyo@yuza.ed.jp
・校長先生	kocho-warabi@yuza.ed.jp
・教頭先生	kyoto-warabi@yuza.ed.jp
・教務主任	kyoumu-warabi@yuza.ed.jp
・事務	jimu-warabi@yuza.ed.jp

(各校5アカウントのみ)

※年度途中での変更となりますので、7月末迄は@town.yuza.yamagata.jp で受信したメールについては、@yuza.ed.jp へ転送するように設定します。

※ドメインの変更に伴い、学校関係機関への周知を宜しくお願い致します。

山形県教育委員会、庄内教育事務所、各市町村教育委員会は別紙のように教育委員会でも通知します。

○教職員用グループセッションについて

※今迄と変わらず運用することが可能です。

ただしシステム及びデータ等の移行作業が必要ですので、6/7(水)～11日(日)迄は使用禁止とさせていただきます。

○ネットワーク機器の設定変更作業・メールアドレス追加作業について

※別紙スケジュールのとおり6/5～6迄の間、職員室にあるネットワーク機器の設定変更作業及びメールアドレス追加作業として、教育委員会伊藤及びNEC ネットズエスアイ㈱の作業員及びが日中伺いますので立ち会いをお願いします。この時間帯について、各学校においてメール、インターネットが使用できません。

6/5(月)

15:00～16:00 遊佐中学校切替作業、メール設定作業

6/6(火)

9:00～10:00 蕨岡小学校切替作業、メール設定作業
10:30～11:30 高瀬小学校切替作業、メール設定作業
13:00～14:00 吹浦小学校切替作業、メール設定作業
14:30～15:30 藤崎小学校切替作業、メール設定作業
16:00～17:00 遊佐小学校切替作業、メール設定作業

※以上となりますが、ご不明な点ございましたら下記迄ご連絡頂きますよう宜しくお願い致します。

○連絡先

教育委員会 教育課総務学事係
(担当) 主査 伊藤 渉

TEL 0234-72-5891 (直通)

山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの 志願者受入れを行う学校・学科について

平成 29 年 5 月 18 日
山形県教育委員会

1 県外からの志願者受入れを行う学校・学科

- (1) 学校・学科名 山形県立加茂水産高等学校 海洋技術科・海洋資源科
郵便番号・住所 〒997-1204 山形県鶴岡市加茂字大崩 5 9 5
電話番号 0235 - 33 - 3031
ホームページ <http://www.kamosuisan-h.ed.jp>

〈学校の特徴〉

- ・県内唯一の学科（水産科）が設置され、SPH（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）の指定を受けており、「水族館学概論」など、特色ある学習を行っている。
- ・水産業をはじめ、食品加工やマリンスポーツなど、水産・海洋教育の範囲を広げ、幅広い教育を展開している。

- (2) 学校・学科名 山形県立遊佐高等学校 総合学科
郵便番号・住所 〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字堅田 2 1 - 1
電話番号 0234 - 72 - 3422
ホームページ <http://www.yuza-h.ed.jp>

〈学校の特徴〉

- ・全国でも珍しい 1 学級規模での総合学科である。
- ・学校設定科目「デュアル実践」では地域と連携し、長期インターンシップを実践している。
- ・授業だけでなく、ボランティア活動や部活動、進路学習において地域との連携が図られている。

2 受入人員

入学定員に対して、山形県外からの志願者（以下、「県外志願者」という）の合格者の割合は特に定めないが、志願者数の合計（推薦入選による合格内定者を含む）が入学定員を超えた場合は、原則として次のように制限する。

- ① 山形県内からの志願者（以下、「県内志願者」という）の割合が定員の 90 パーセント以上の場合、県外志願者の合格者の割合を定員の 10 パーセント以内とする。

例) 県内志願者 40 名、県外志願者 10 名の場合
県外志願者の合格者は最大 4 名となる。

- ② 県内志願者の割合が定員の 90 パーセント未満の場合、県内志願者の不合格者の割合を定員の 10 パーセント以内とし、定員から県内志願者の合格者を差し引いた数を県外志願者の合格者の定員とする。

例) 県内志願者 30 名、県外志願者 20 名の場合
県内志願者の不合格者は 4 名以内となり、県内志願者の合格者は 26 名から 30 名、
県外志願者の合格者は 10 名から 14 名となる。

※平成 29 年度入学者選抜における募集定員は以下のとおりである。

県立加茂水産高等学校 海洋技術科 40 名 海洋資源科 40 名

県立遊佐高等学校 総合学科 40 名

平成 30 年度入学者選抜における募集定員は 10 月末に公表予定。

3 その他

出願手続き等の詳細については、10 月末発行「平成 30 年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び 12 月上旬配付の各高等学校募集要項をご覧ください。

その他、山形県の入学者選抜に関する情報につきましては、山形県ホームページで御覧になれます。